

令和8年度国民健康保険料の目安

(この表は、世帯のうち1人だけに所得がある場合のものです。)

給与収入 の場合	総所得 金額等	1人世帯		2人世帯		3人世帯		4人世帯	
		基礎分 +支援分 +子ども分	基礎分 +支援分 +子ども分 +介護分	基礎分 +支援分 +子ども分	基礎分 +支援分 +子ども分 +介護分(2人)	基礎分 +支援分 +子ども分	基礎分 +支援分 +子ども分 +介護分(2人)	基礎分 +支援分 +子ども分	基礎分 +支援分 +子ども分 +介護分(2人)
1,080,000円	430,000円	18,000円	23,300円	27,400円	35,800円	36,900円	45,300円	46,200円	54,600円
1,100,000円	450,000円	32,000円	41,400円	47,600円	62,100円	63,300円	77,800円	78,900円	93,400円
1,250,000円	600,000円	45,500円	58,800円	61,100円	79,500円	76,800円	95,200円	92,500円	110,900円
1,500,000円	850,000円	86,300円	111,500円	83,600円	108,500円	99,200円	124,100円	114,900円	139,800円
1,750,000円	1,100,000円	120,900円	156,200円	133,800円	173,700円	121,800円	153,300円	137,500円	169,000円
2,000,000円	1,320,000円	140,700円	181,800円	153,500円	199,100円	141,700円	178,900円	157,300円	194,500円
2,250,000円	1,493,600円	156,300円	201,900円	169,100円	219,300円	194,200円	244,400円	172,800円	214,500円
2,500,000円	1,670,000円	172,200円	222,400円	203,400円	263,800円	210,000円	264,800円	188,800円	235,100円
2,750,000円	1,843,600円	187,800円	242,600円	219,100円	284,000円	225,700円	285,000円	250,700円	310,000円
3,000,000円	2,020,000円	203,700円	263,100円	235,000円	304,500円	241,500円	305,400円	266,700円	330,600円
3,250,000円	2,193,600円	219,200円	283,100円	250,500円	324,600円	281,800円	355,900円	282,200円	350,600円
3,500,000円	2,370,000円	235,100円	303,600円	266,500円	345,200円	297,700円	376,400円	298,000円	371,000円
3,750,000円	2,558,400円	252,200円	325,600円	283,400円	367,000円	314,600円	398,200円	315,100円	393,100円
4,000,000円	2,760,000円	270,200円	348,900円	301,500円	390,300円	332,800円	421,600円	364,100円	452,900円
4,250,000円	2,958,400円	288,100円	372,000円	319,400円	413,400円	350,700円	444,700円	381,900円	475,900円
4,500,000円	3,160,000円	306,300円	395,400円	337,600円	436,900円	368,800円	468,100円	400,200円	499,500円
4,750,000円	3,358,400円	324,100円	418,400円	355,300円	459,800円	386,700円	491,200円	417,900円	522,400円
5,000,000円	3,560,000円	342,300円	441,900円	373,600円	483,300円	404,800円	514,500円	436,100円	545,800円
5,250,000円	3,758,400円	360,000円	464,700円	391,500円	506,400円	422,700円	537,600円	454,000円	568,900円
5,500,000円	3,960,000円	378,300円	488,300円	409,500円	529,700円	440,900円	561,100円	472,100円	592,300円
5,750,000円	4,158,400円	396,100円	511,300円	427,400円	552,700円	458,700円	584,000円	490,000円	615,300円
6,000,000円	4,360,000円	414,200円	534,600円	445,500円	576,100円	476,800円	607,400円	508,100円	638,700円
6,250,000円	4,558,400円	432,200円	557,800円	463,400円	599,200円	494,600円	630,400円	526,000円	661,800円
6,500,000円	4,760,000円	450,200円	581,100円	481,500円	622,500円	512,800円	653,800円	544,100円	685,100円
7,000,000円	5,200,000円	489,900円	632,300円	521,100円	673,600円	552,400円	704,900円	583,700円	736,200円
7,500,000円	5,650,000円	530,300円	684,400円	561,700円	726,000円	592,900円	757,200円	624,200円	788,500円
8,000,000円	6,100,000円	570,900円	736,700円	602,100円	772,100円	633,400円	803,400円	664,700円	834,700円

65歳以上の年金収入の方※		1人世帯	2人世帯
年金収入 (65歳以上)	総所得 金額等	基礎分 +支援分 +子ども分	基礎分 +支援分 +子ども分
1,250,000円	150,000円	18,000円	27,400円
1,500,000円	400,000円	18,000円	27,400円
1,750,000円	650,000円	50,000円	65,700円
2,000,000円	900,000円	90,700円	88,200円
2,250,000円	1,150,000円	113,200円	110,700円
2,500,000円	1,400,000円	147,800円	160,800円
2,750,000円	1,650,000円	170,300円	183,200円
3,000,000円	1,900,000円	192,800円	224,200円
3,250,000円	2,150,000円	215,300円	246,700円
3,500,000円	2,350,000円	233,400円	264,700円
3,750,000円	2,537,500円	250,200円	281,400円
4,000,000円	2,725,000円	267,100円	298,400円
4,250,000円	2,927,500円	285,400円	316,600円
4,500,000円	3,140,000円	304,400円	335,700円
4,750,000円	3,352,500円	323,600円	354,800円
5,000,000円	3,565,000円	342,800円	374,000円
5,250,000円	3,777,500円	361,800円	393,100円
5,500,000円	3,990,000円	381,000円	412,300円
5,750,000円	4,202,500円	400,100円	431,300円
6,000,000円	4,415,000円	419,300円	450,500円
6,250,000円	4,627,500円	438,300円	469,600円
6,500,000円	4,840,000円	457,400円	488,700円
6,750,000円	5,052,500円	476,600円	507,900円
7,000,000円	5,265,000円	495,600円	527,000円
7,250,000円	5,477,500円	514,800円	546,200円
7,500,000円	5,690,000円	533,900円	565,200円
8,000,000円	6,145,000円	574,900円	606,100円

※年金収入の公的年金等控除額は65歳以上(前年の12月31日現在)の方として、総所得金額等を計算しております。

●令和8年度の国民健康保険料の算定の基となるのは、令和7年1月から12月(2025年中)の総所得金額等です。

※総所得金額等とは、〔給与収入-給与所得控除〕、〔事業収入-必要経費〕、〔年金収入-公的年金等控除〕等で社会保険料控除などの各種所得控除前の金額です。
また、退職所得以外の分離課税所得金額(土地・建物の譲渡所得〔特別控除後の額〕や株式等の譲渡所得など)も総所得金額等に含まれます。

(注1) 40歳から64歳までの方は、基礎分+支援分+介護分+子ども分欄をご覧ください。それ以外の方は、基礎分+支援分+子ども分をご覧ください。

(注2) 非自発的失業者軽減(倒産・解雇・雇い止めなどにより離職された方の保険料軽減)に該当する場合は、給与所得を100分の30とみなして保険料の算定を行います。

(注3) 国民健康保険料は所得金額が確定する6月に算定を行っており、4月から翌年3月の保険料を6月から翌年3月の10回で納付していただきます。

※保険料についてのお問い合わせは、住所地の区役所保険年金担当課または西部出張所保険係へお願いします。